2014 年度

第１回北海道学生研究会 SCAN 臨時総会
議案書

日時：　2014 年 12 月 13 日（土曜日）

午後　17 時 30 分より

場所：　釧路公立大学　大講義室２

（1 階）

総　会　次　第

１．　開会
２．　代表挨拶
２．　顧問あいさつ
３．　議長選任
４．　議長就任あいさつ
５．　議事
　第１号議案
　　北海道学生研究会 SCAN 規約改定（案）の承認・決定
　　（資料１，２）
６．　議長解任
８．　閉会

資料１

北海道学生研究会 SCAN 規約（案）

第１章　　総則

第１条（名称）

本団体は、北海道学生研究会 SCAN と称す。

第２条（所在）

本団体の所在は、釧路公立大学とする。なお、所在の変更は、運営顧問の変更の際に適宜行うものとする。

第３条（目的）

本団体は、学生・企業・住民が、協力し合い地域の問題に向き合っていくそのきっかけ作りとそれらを結びつける媒体となることを目的とする。

第４条（会員）

会員とは、第３条の目的に賛同し、入会した学生・教員をいう。

第５条（運営委員）

運営委員とは、会員の有志により本団体の活動を運営する学生をいう。

第６条（顧問）

本団体には、運営顧問を設置しなければならない。運営顧問は適宜、指導教員の中から決定される。

第７条（入会）

入会は、第３条の目的に賛同し、本団体主催の合同研究会へ参加する団体に認める。

第８条（活動）

第３条の目的を達成するために次の活動を行うものとする。

１項）合同研究会やインターカレッジフォーラムの開催。

２項）地域開催のイベント参加。

３項）その他目的に沿った活動の参加、開催。

第９条（部門）

本団体は、以下のとおりに運営委員によって構成される部門を設ける。

- 企画運営部門
- 広報部門
- 渉外部門

その他、必要に応じて部門を設けることができる。

第１０条（部門職務）

- 企画運営部門は、第７条の活動の企画運営職務を執行をする。
- 広報部門は、本団体の広報職務の執行をする。
- 渉外部門は、本団体の渉外職務の執行をする。

第２章　　役員

第１１条（役員の種別及び定数）

本団体には、次の役員を置く。

- 代表（１名）
- 副代表（若干名）
- 会計（若干名）
- 部門代表（各若干名）

第１２条（職務・任期）

役員の任務は、次の通りで、その任期は１年とする。

- 代表は、本団体の業務を統括する。
- 副代表は、代表を補佐し、必要な場合、代表に代わり業務を処理する。
- 会計は、本団体の運営に関する資金を管理・支出する。
- 部門代表は、本団体に設けられた部門を統括する。

第１３条（役員の選出）

役員の選出は、次の方法による。

- 代表は、総会で選出する。
- 副代表は、代表が任命する。
- 会計は、代表が任命する。
- 部門代表は、代表が任命する。

第１４条（役員の再選出）

役員が任期満了前に辞任した場合、以下の方法で再選出される。

また、補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

１項）代表が任期満了前に辞任した場合、副代表から新たに代表を任命し、運営委員による臨時会議によって承認される。また、副代表が欠員の場合、運営顧問が会員から任命する。

２項）副代表、会計、部門代表に欠員が生じた場合、代表が補充役員を任命する。なお、すでに１名以上いる場合には再選出を行わない。

第３章　　会議

第１５条（会議の種別）

本団体には、次の会議を置く。

- 総会
- 臨時総会

第１６条（会議の構成）

会議は、会員をもって構成する。

第１７条（会議の事務局）

事務局は、会議の際に会員の有志で構成され、設置・運営される。

第１８条（会議の機能）

総会は、会員の意思を反映させるために年１回開かれ、次の議決・承認を行う。

- 規約の変更
- 代表の選出・承認
- その他必要事項

臨時総会は、役員・運営委員を合わした人員の過半数以上が必要であると認めた時に開催することができる。

第１９条（会議の議決権）

会議の議決権については、別途定める。

第２０条（会議の開催）

会議は、議決権を持った会員の過半数以上の出席に基づき開催される。ただし、当該事項について、予め書面を持って意思表示したものは出席とみなす。

第２１条（会議の決議）

会議での決議は、出席者の過半数をもって議決される。

第４章　　附則

１　本規約は、平成２６年６月７日より施行する。

２　本規約は、平成２６年１２月１３日より施行する。

資料２

第１回北海道学生研究会 SCAN 臨時総会における議決権について

今回の SCAN 臨時総会において定足数の出席を要とする議案
１．第１号議案　北海道学生研究会 SCAN 規約改定（案）の承認・決定。

●議決権
・今年度、本団体主催の第１回北海道学生研究会 SCAN 総会および第５回合同研究発表会へ参加した研究室（団体）全てが有する。
・議決権については、各研究室（団体）の教員と学生の総意として１票とするため、各研究室（団体）から学生１名を代表として選出すること。
（代表の学生が議決権の所有者となる。）

●定足数の定義
議決権を持っている研究室（団体）の過半数以上の出席。
（委任状を含む）

●議決
総会に出席している研究室（団体）、事前に委任状を提出している研究室（団体）の過半数以上の承認で議決。

●議決権を有する研究室（団体）
- 大阪経済大学　上宮ゼミ
- 北見工業大学
  核科学情報工学研究室
- 北見工業大学
  テキスト情報処理研究室
- 北見工業大学
  産学官連携価値創造研究室
- 釧路公立大学　小林ゼミ
- 釧路公立大学　下山ゼミ
- 釧路公立大学　神野ゼミ
- 釧路公立大学
  医療情報学研究室（皆月ゼミ）
- 公立はこだて未来大学　田柳研究室
- 札幌大学　武者ゼミ
- 札幌大学　中山ゼミ
- 札幌学院大学　佐々木ゼミ
- 札幌学院大学　平澤研究室
- 札幌学院大学　加藤ゼミ
- 島根県立大学　西藤ゼミ
- 北海学園大学　大貝ゼミ
- 北海学園大学　中園ゼミ
- 北海学園大学　宮島ゼミ
- 北海道教育大学釧路校
  自然と環境教育研究室
- 北海道教育大学釧路校　平岡ゼミ
- 北星学園大学　野原ゼミ

計２１団体